

群馬県宅地建物取引業者及び群馬県積立式宅地建物販売業者の名簿等閲覧規則（昭和四十年三月三十日規則第二十号）

最終改正:平成二七年三月三十一日規則第二七号

改正内容:平成二七年三月三十一日規則第二七号

○群馬県宅地建物取引業者及び群馬県積立式宅地建物販売業者の名簿等閲覧規則

昭和四十年三月三十日規則第二十号

改正

昭和四八年 四月二五日規則第二一号

昭和四九年 八月一六日規則第六〇号

平成 元年 五月 一日規則第五五号

平成 四年 七月二八日規則第四七号

平成 六年 三月三十一日規則第四四号

平成一六年 四月 一日規則第四五号

平成一七年 三月 四日規則第九号

平成一九年一〇月三十一日規則第九九号

平成二七年 三月三十一日規則第二七号

群馬県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則をここに公布する。

群馬県宅地建物取引業者及び群馬県積立式宅地建物販売業者の名簿等閲覧規則

（趣旨）

第一条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の二第一項及び積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）第十四条第一項の規定により設置する群馬県宅地建物取引業者名簿閲覧所及び群馬県積立式宅地建物販売業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における宅地建物取引業者名簿、積立式宅地建物販売業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第二条 閲覧所は、群馬県県土整備部住宅政策課内に設ける。

（閲覧時間）

第三条 名簿等の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

（定期休日）

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十八日から翌年の一月四日まで（一月一日を除く。）とする。

（閲覧時間及び休日の特例）

第五条 知事は、名簿等の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に閲覧所の休日を設け、又は第三条に規定する閲覧時間を変更することができる。

2 知事は、前項の規定により休日を設け、又は閲覧時間を変更する場合は、その旨を閲

覧所に掲示する。

(閲覧料)

第六条 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第七条 名簿等を閲覧しようとする者は、宅地建物取引業者及び積立式宅地建物販売業者名簿等閲覧申込票（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止事項)

第八条 名簿等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一 この規則の規定又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者